明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

一　○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**法務**四）
一　○円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一）
一　○マナグアーエルラマ間橋梁架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二）
二　○円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三）
三　○円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四）
四　○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**農林水産**一一）
六　○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**一二）
九　○保安林の指定をする件（**同**一三～二八）
九　○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**五）
九　○平成九年運輸省告示第二百四十号の一部を改正する件（**同**六）
九　○道路に関する件（**東北地方整備局**一、二）
九　○都市計画に関する件（**同**三）

〔国会事項〕

一〇　内閣　内閣府　最高裁判所

〔人事異動〕

一〇　内閣　内閣府　最高裁判所

〔皇室事項〕

一〇　法　務

〔官庁報告〕

再審による無罪判決の公示（名古屋簡易裁判所）　一〇
公　聴　会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　一〇
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一一

〔資　料〕

閣議決定等事項　一二

〔公　告〕

諸　事　項

官庁
押収物還付、財団、有権者申出方、金融商品取引業者に対する行政処分、証票無効関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　一三

告　示

○法務省告示第四号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年一月五日

法務大臣　仙谷　由人

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定によりその商業登記の事務がさいたま地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合のさいたま地方法務局久喜支局	平成二十三年一月十一日

附　則

この告示は、平成二十三年一月五日から施行する。

○外務省告示第一号

平成二十二年十二月十日にバリで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十三年一月五日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。